

長崎県 農林部 週休2日工事 試行要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みの一環として休日を確保できる環境の整備を一層推進する観点から、本要領に基づき「週休2日」を試行するものである。

2. 対象工事

試行対象工事は、令和2年10月1日以降 長崎県農林部が起工する工事とする。ただし、以下の工事は除く。

- ① 災害復旧工事など緊急を要する工事
- ② 供用を控えている等、工期に制約がある工事。
- ③ 小規模工事、工場製作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事。

3. 用語の定義

(1) 週休2日

1) 週休2日とは、4週8休以上を基本とするが、本要領では4週6休以上の休日を確保し、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が以下の水準に達する状態をいう。休日は現場閉所とする。なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。

- ① 4週8休以上
 - ・ 現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
- ② 4週7休以上4週8休未満
 - ・ 現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合
- ③ 4週6休以上4週7休未満
 - ・ 現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

2) 元請技術者が休みとは、試行対象工事の元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者）においても休暇の状況をいう。

3) 原則、労働基準法第35条第1項を遵守すること。

(休日)
第三十五条
1 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。
2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上以上の休日を与える使用者については適用しない。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間を対象とする。ただし、以下に該当する期間は含まない。

- ① 年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）
- ② 工場製作のみを実施している期間

③ 工事全体を一時中止している期間

(3) 現場閉所

現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合、および以下の作業など、受注者の責によらないと判断できる場合において、休日に作業を行った時は休日として取り扱うものとする。

① 発注者が、作業または現場パトロール、現場見学会等を要請した場合。

② 現場内にて災害または第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合。

③ 周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合。

4. 試行方法

(1) 発注方法

1) 試行対象工事は「受注者希望型」として発注する。

「受注者希望型」とは、発注者が週休2日試行対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日を実施するか否かを判断し、発注者と協議を行い実施の有無を決定するものである。

2) 発注者は、当初設計より週休2日試行対象工事として工事費算出を行い、試行対象工事であることを設計図書（特記仕様書第3章施工条件明示第1節1. 工程関係）に明示する。

3) 入札方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）および指名競争入札とする。

(2) 受注者による意思表示

1) 受注者は、契約後、施工計画書の提出前までに週休2日試行工事の実施の意向について、「工事打合せ簿」で監督職員に協議するものとする。また、「工事打合せ簿」の記載にあたり、週休2日を実施する場合は、『4週8休』『4週7休』『4週6休』のいずれのパターンで実施するか明記するものとする。

2) 受注者は、週休2日を実施する場合は、上記「3. 用語の定義」の記載事項を反映させた週休2日の取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出することとする。

3) 受注者は、契約後、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

4) 看板による標示

受注者は、対象期間中、「週休2日試行工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。

(3) 計画の変更

受注者は、不測の事態等により予定工程（週休計画）に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行う。ただし、「3. 用語の定義」に記載の作業など、受注者の責によらないと判断できる作業を土日等に行った場合は、休日として取り扱うものとする。

(4) 実施報告

1) 毎月

受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。

2) 工事完成時

受注者は、実施工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。

(5) 発注者の確認等

1) 発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。

2) 施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。

(6) 実施上の留意点

1) 受注者は、週休2日試行工事の実施にあたり、目的に鑑み日々の残業が大幅に増えないように取組むこととする。

2) 発注者は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

5. 積算における措置

(1) 週休2日の工事費補正

1) 週休2日試行対象工事については、当初設計において以下の2) および3) により、「4週8休以上」の補正を行い発注する。

2) 週休2日補正係数

週休2日に取組む工事については、対象期間中の現場閉鎖状況に応じて、それぞれの経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

ただし、労務費の補正については、市場単価は対象外とする。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25.0%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25.0%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費 (率分)	1.06	1.04	1.03

3) 補正方法

- ・ 労務費 = 労務費（市場単価は除く）×週休2日補正係数
- ・ 機械経費（賃料）= 機械経費（賃料）×週休2日補正係数
- ・ 共通仮設費（率分）= 対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数

- ・ 現場管理費（率分）＝ 対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

4) 受注者は当初契約後、4の(2)の1)により週休2日実施の有無、実施する場合のパターン（「4週6休」など）を選択する。（以下、「選択パターン」という。）

5) 週休2日を実施する場合は、竣工時において現場閉所の達成状況を確認する。（以下、「達成パターン」という。）

確認した結果に応じて以下により変更契約を行う。

- ① 達成パターンが選択パターンを満たす場合は、選択パターンの補正に応じた変更契約を行う。（選択パターンが「4週8休」の場合を除く。）
- ② 達成パターンが選択パターンを満たさない場合は、達成パターンの補正に応じた変更契約を行う。
- ③ 4週6休以上が未達成の場合、および受注者が週休2日を選択しなかった場合は、週休2日の補正を減じた変更契約を行う。

6. 工事成績評定の取扱い

(1) 評価項目と評価方法

1) 考査項目：施工状況－工程管理

週休2日（4週8休以上）が実施された場合は、工事成績評定の主任監督員の考査項目別運用表「施工状況－工程管理」の項目〔「休日の確保」「その他（週休2日を実施）」〕にて評価を行う。

2) 考査項目：法令遵守等

現場閉所の達成状況に合わせ、工事成績評定調書「法令遵守等」において、その実施割合に応じた加点を下表により行う。

- ① 達成パターンが選択パターンを満たす場合は、選択パターンに応じた加点とする。
- ② 達成パターンが選択パターンを満たさない場合は、達成パターンに応じた加点とする。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週6休未満
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満	21.4% (6日/28日) 未満
加点数	+3	+2	+1	0

3) 週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（4週6休以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。

※ 工事成績評価は評定点合計で100点を超えないものとする。

※ 優秀工事の評価においては、本加点数は考慮しないものとする。

7. アンケートの実施

受注者は、試行対象工事完了後、「週休2日」の実施の有無にかかわらず実態調査（アンケート）に協力するものとする。

8. 実施証明書

週休2日を実施し、4週6休以上の現場閉所を達成した場合は、工事成績評定通知と合わせて週休2日実施証明書を発行する。

証明書の様式は、別添1のとおり。

9. その他

- 1) 週休2日工事拡大に向けた措置として、週休2日を実施しない場合においても、少なくとも4週5休以上を確保するものとする。ただし、受注者の責において4週5休以上が実施できなかった場合であっても、当面は減点評価を行わない。
- 2) 元請業者は、下請業者に対して当該工事で週休2日に取組むことについて協力を依頼する。

(特記仕様書記載例)

第3章 施工条件明示

第1節

1. 工程関係

- ・ 週休2日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日工事の対象であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は実施の有無および実施する週休2日のパターンについて選択のうえ、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1) から7) に記載の取扱いを行うものとする。

また、実施しない場合は、以下の5) によるものとする。

ただし、実施しない場合においても4週5休以上の休日は確保することとし、現場閉所率は、17.8% (5日/28日) 以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

- 1) 週休2日は4週8休以上を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとする。
- 2) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- 3) 元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。

- 4) 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。
- 5) 4週8休以上が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせて、変更契約を行うものとする。また、4週6休未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合、4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費 (率分)	1.06	1.04	1.03

- 6) 対象期間中、工事現場に週休2日試行工事であることを看板等により掲示すること。
- 7) 工事完了後、「週休2日」の実施の有無にかかわらず実態調査(アンケート)に協力すること。